

諏訪市教育委員会告示第 8 号

諏訪市 ICT 教育推進協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 諏訪市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）における情報通信技術を活用した教育（以下「ICT 教育」という。）を推進するため、諏訪市 ICT 教育推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) ICT 教育に係る調査及び研究に関すること。
- (2) ICT 教育に係る計画等の策定や諸課題の検討に関すること。
- (3) ICT 教育に係る教職員の研修に関すること。
- (4) その他 ICT 教育の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校関係者
- (2) ICT 教育に関し識見を有する者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第 8 条 協議会の事務局は、教育委員会事務局教育総務課内に置く。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和 3 年 8 月 23 日から施行する。